

## 広島市水道局水道用資材等審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局水道用資材等審査委員会規程（昭和49年広島市水道局規程第12号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、広島市水道局水道用資材等審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「水道用資材等」とは、水道用資材、水道メーター、配水管等の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管及び給水用具並びにメーターボックス等の附属品（以下「給水装置材料」という。）をいう。
- (2) 「承認」とは、水道用資材及び水道メーターの形状、寸法、構造、材質、機能、使用条件、維持管理上の問題等について審査し、使用を承認することをいう。
- (3) 「指定」とは、給水装置材料の形状、寸法、構造、材質、機能、使用条件、維持管理上の問題等について審査し、使用を指定することをいう。
- (4) 「申請者」とは、水道用資材等に適合する資材又は局仕様書品の承認又は指定を希望する者をいう。
- (5) 「事務局」とは、各会の庶務業務を総していう。
- (6) 「新規」とは、新たに承認又は指定する水道用資材等に関する申請をいう。
- (7) 「変更」とは、既に当該申請者において、承認又は指定している水道用資材等の変更に関する申請及び申請者情報の変更に関する届出をいう。
- (8) 「追加」とは、既に当該申請者において、承認又は指定している水道用資材等と同等の機能を有する口径の追加及び規格品を製造する申請者の追加に関する申請をいう。
- (9) 「規格品」とは、日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、日本水道鋼管協会規格（WSP）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）により製造した製品をいう。
- (10) 「規格準拠品」とは、各規格により製造した複合製品をいう。
- (11) 「仕様書品」とは、各申請者が独自の仕様書により定めた製品をいう。
- (12) 「局仕様書品」とは、本局が仕様書により定めた製品をいう。

(委員)

第3条 規程第3条に規定する委員は、次に掲げる職にある者とする。

なお、委員長は、水道用資材等の審査、承認に関するもののほか支給材料管理に関し、関係課長の出席を求めることができる。

技術部長

技術部設備担当部長

技術部維持担当部長

技術部施設担当部長

財務課長

技術部計画課長  
技術部技術管理課長  
技術部設備課長  
技術部水質管理課長  
技術部維持課長  
技術部給水課長  
技術部施設課長  
技術部管路設計課長  
技術部管路工事課長

(委員長の職務の代理)

第4条 規程第4条に規定する委員長の職務を代理する委員は、次に掲げる順の技術部部長職にある者とする。

なお、水道技術管理者と兼務する部長職を除く。

技術部長  
技術部維持担当部長  
技術部施設担当部長  
技術部設備担当部長

(部会の設置及び任務)

第5条 規程第8条の規定により、委員会の審査を能率的に行うため、次の部会を置く。

(1) 第一部会

(2) 第二部会

2 各部会の事務局は、第一部会にあつては技術管理課施工管理係に第一部会事務局、第二部会にあつては給水課給水装置係に第二部会事務局を設置する。

なお、部会の事務局長はそれぞれの課長職の者をもって充てる。

3 各部会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 第一部会

水道用資材の承認又は承認取消し、変更、追加に当たつての当該製品の形状、寸法、構造、材質、機能、使用条件、維持管理上の問題等の技術的事項に関すること。

(2) 第二部会

ア 水道メーターの承認又は承認取消し、変更、追加に当たつての当該製品の形状、寸法、構造、材質、機能、使用条件、維持管理上の問題等の技術的事項に関すること。

イ 給水装置材料の指定又は指定取消し、変更、追加に当たつての当該製品の形状、寸法、構造、材質、機能、使用条件、維持管理上の問題等の技術的事項に関すること。

(部会の組織)

第6条 部会は、部長及び部会員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

区分	第一部会	第二部会
部会長	技術部技術管理課施工管理係長	技術部給水課給水装置係長
部会員	技術部維持課維持係長	技術部維持課維持係長
	技術部施設課設計係長	
	技術部施設課工事係長	
	技術部管路設計課設計第一係長	
	技術部管路設計課設計第二係長	
	技術部管路工事課工事第一係長	
	技術部管路工事課工事第二係長	
	技術部中部管理事務所維持係長	技術部中部管理事務所給水工事係長
	技術部東部管理事務所維持係長	技術部東部管理事務所給水工事係長
	技術部西部管理事務所維持係長	技術部西部管理事務所給水工事係長
	技術部北部管理事務所維持係長	技術部北部管理事務所給水工事係長

2 部会長が必要であると認めた場合は、臨時部会員を置くことができる。

(部会の開催)

第7条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

(定足数)

第8条 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 部会は、審査のため必要があると認めるときは、提案する所属関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(部会長の職務等)

第10条 部会長は、会務を総理する。

2 部会長又は出席を求められた提案する所属関係者は、部会及び委員会において、提案の説明をする。

3 部会長は、委員会において、部会での審査結果を報告する。

(提案等の手続)

第11条 次に掲げるもののいずれかに該当する場合、提案する所属長は、審査及び申請に必要な資料を整え、各部会の事務局に提出する。

なお、災害時及び緊急時において、未承認品又は未指定品の水道用資材等を使用する場合はこの限りではない。ただし、使用后、速やかに委員長に報告をしなければならない。

- (1) 承認又は指定されていない水道用資材等について使用する又は、新規の申し出を受けた場合。
- (2) 承認又は指定している水道用資材等について、当該申請者から変更の申し出を受けた場合。
- (3) 承認又は指定している水道用資材等について、当該申請者から同等の機能を有する口径の追加の申し出を受けた場合。

- (4) 承認している水道用資材等について、新たに規格品を製造する申請者の申し出を受けた場合。
  - (5) 申請者情報の変更に関する届出を受けた場合。
  - (6) 製造開始・中止の申し出を受けた場合。
- 2 部会長は、前項の(1)から(4)の規定により審査し、審査報告書を作成する。
  - 3 部会長は、審査及び申請に必要な資料とともに審査報告書を委員会の事務局に送付する。
  - 4 委員会の事務局は、前項の規定により送付された部会の審査報告書、申請に必要な資料を整え委員会に諮り、提案の説明及び審査内容を取りまとめた審査報告書を作成する。

(試験、調査等の請求)

第12条 部会長は、部会及び委員会において必要があると認められるときは、提案する所属長に連絡し申請者に試験、調査等を請求することができる。

(審査報告書の送付及び決定事項の通知)

第13条 委員会の事務局は、審査報告書を委員及び部会員に送付し、決定事項を Web に掲示し局内に通知する。

(承認書等の交付)

第14条 委員会の事務局は、承認又は指定した水道用資材等の申請者に対し、承認書又は指定書を交付する。

(権限の委任)

第15条 委員長は、次に掲げる事項について委任する。

- 1 次に掲げる事項について部会に委任する。
  - (1) 規格品、規格準拠品の新規に関する審査及び承認又は指定
  - (2) メーターボックス等の附属品を除く、仕様書品、局仕様書品の新規に関する審査
- 2 次に掲げる事項について部会長に委任する。
  - (1) 規格品、規格準拠品、仕様書品、局仕様書品の変更に関する審査及び承認又は指定
  - (2) 規格品、規格準拠品、仕様書品、局仕様書品の追加に関する審査及び承認又は指定
  - (3) メーターボックス等の附属品の新規に関する審査及び指定
- 3 次に掲げる事項について委員会の事務局に委任する。
  - (1) 申請者情報の変更に関する届出
  - (2) 水道資材等の製造（開始・中止）
  - (3) 規格品申請者の追加承認

(書類の保存)

第16条 各事務局は、この要領に規定する書類を整備し、保存する。

(会議の形式及び開催通知)

第17条 会議の形式は、対面又はWeb による会議、書面又は電子メールによる審議等により行うものとする。

- (1) 委員会の開催について、委員会の事務局は、委員長と会議の形式について協議のうえ決定する。

- (2) 部会の開催について、各部会の事務局は、部会長と会議の形式について協議のうえ決定する。
- (3) 各事務局は、日程を調整のうえ会議の日時を決定し、委員又は部会員に通知する。

(委任規定)

第18条 この要領の施行に関し疑義が生じた場合は、各事務局長が委員長の意向に基づいて処理する。

- 附 則  
この要領は、昭和57年9月22日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和59年8月13日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和61年9月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和62年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成元年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成9年10月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。